

○角田市建設工事総合評価一般競争入札実施要綱

令和4年9月20日角田市告示第147号

角田市建設工事総合評価一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、本市が発注する工事において、価格以外の技術的な要素等を評価の対象に加え、価格と技術等の両面から最も優れたものをもって入札に参加した者を落札者として決定する入札方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、角田市契約規則（平成15年角田市規則第5号）その他別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札の対象となる工事は、角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱（平成19年角田市告示第86号）による制限付き一般競争入札の対象となる工事（災害及び復旧工事を除く。）のうち、設計金額が5,000万円以上で入札者の入札価格、施工能力及び地域貢献度を総合的に評価することが適当であると市長が認める工事で、角田市請負業者選定委員会規程（平成19年角田市庁訓第17号）第1条に規定する角田市請負業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が指定するものとする。

(落札者決定基準の設定)

第3条 総合評価一般競争入札における評価項目等の落札者決定基準は、選定委員会が定める。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第4条 市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、次に掲げる事項について、学識経験を有する者（次条に規定する角田市建設工事総合評価委員をいう。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準
- (2) 総合評価一般競争入札の適否
- (3) 総合評価一般競争入札による落札者の決定
- (4) その他市長が必要と認める事項

(総合評価委員)

第5条 角田市建設工事について、総合評価一般競争入札を適正に実施するため、角田市建設工事総合評価委員（以下「総合評価委員」という。）を置く。

2 総合評価委員は、前条各号に掲げる事項に関し意見を述べるほか、総合評価一般競争入札の運

用について意見を述べるものとする。

3 総合評価委員の定員は、2名以上とし、総合評価一般競争入札による入札に精通し、公平な立場にある学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

4 総合評価委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(落札候補者の決定方法等)

第6条 入札執行者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、落札者決定基準により算出された総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

2 前項の場合において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格の同じ者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。